

平成28年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会について (2) 茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者応募に係る募集要項について (3) その他
日時	平成28年7月7日(木) 午後2時00分 開会 午後3時30分 閉会
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 第2会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池内忠弘委員 (臨時委員) 小泉裕子委員 事務局9名 秋元企画部長、青柳行政改革担当課長、金川担当主査、足立主任、 渡邊主任 〈関係課：保育課〉 杉田こども育成部長、三浦保育課長、渋谷担当主査、鈴木主任
欠席者氏名	池澤龍三委員
資料	平成28年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 【資料1】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会の立ち上げについて 【資料2】茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定における公募・非公募ブロックの考え方について 【資料3】茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者募集要項(案) 児童クラブ平面図 参考資料一式 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会委員名 茅ヶ崎市審議会等における会議録等の作成に関する指針 茅ヶ崎市児童クラブ公募ブロッククラブ別児童数
会議の公開・非公開	一部非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので平成28年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、指定管理者の候補者の選定や管理に係る評価等、指定管理者制度に関する事項について、これからご審議をいただくこととなります。よろしくお願いいたします。

なお、欠席のご連絡ですが、池澤様よりいただいております。「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

それでは早速委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員名簿につきましては、本日机上に配布させていただきますとおあり、全部で4名となります。

また、今回の議題であります児童クラブの指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

それでは、委員の皆様につきましては、お名前をお呼びいたしますので、自席にて委嘱状をお受け取りください。服部市長、よろしくお願いいたします。

【市長より委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは、服部市長より一言ご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

【市長あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。市長におかれましては所用のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、委員及び職員の紹介とさせていただきます。恐れ入りますが、藏田委員より順番に一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【委員自己紹介】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。続きまして、事務局等の職員の紹介をさせていただきます。

【事務局職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第5条第1項では、委員の互選により委員長及び副委員長を定めるものとしております。まず、委員長及び副委員長につきまして、委員の皆様からのご意見等ございましたらお願いします。

(池内委員)

初めての顔合わせでもありますし、なかなか委員の互選というのも難しいと思いますので、事務局案をお持ちでしたらご披露いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは事務局案について提案させていただきます。

委員長及び副委員長につきましては、本委員会が今年度、新たに附属機関として立ち上げられた会議体であることも鑑みまして、企画経営課で所管しております別の附属機関の1つである茅ヶ崎市行政改革推進委員会にて委員としてお力添えをいただいております、藏田委員、山本委員にそれぞれのご経験、実績の観点からお願いしたいと考えております。

藏田委員におかれましては、様々な公民連携に係る活動の実績も踏まえ、委員長として、また、山本委員におかれましては、税理士業務を通じたご経験も含め、副委員長として、それぞれお願いできればと考えておりますがいかがでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。それでは、委員長を藏田委員に、副委員長を山本委員にお願いいたします。藏田委員におかれましては、委員長席にご移動ください。

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

本日の議題といたしましては、次第のとおり、議題1「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会について」、議題2「茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者応募に係る募集要項について」、議題3「その他」となっております。議題に入ります前に、本委員会における会議録の作成方法について担当より説明いたします。

(事務局) (金川担当主査)

本委員会の運営におきましては、規則に定めるもののほか、必要な事項は審議会にお諮りすることとなっております。それでは、当日配布いたしました「茅ヶ崎市審議会等における会議録等の作成に関する指針」をご覧ください。

本指針につきましては、第1条の目的にありますとおり、茅ヶ崎市自治基本条例第14条の趣旨に基づき、市政に関する情報について市民との共有を図るために、審議会等における会議録等の標準的な作成方法等を定めたものでございます。本市では、審議会の会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに公表することとしております。

会議録の記載方法といたしましては、発言については摘録を原則とし、発言者の名前は、「〇〇委員」という形で氏のみ記載することとしております。発言者の名前を記載することで、円滑な議事運営が確保できなくなるおそれがある場合には、「委員長」「委員」「事務局」など発言者の立場を明記するにとどめることができるものとされています。

会議録は、事務局が作成し、各委員に内容を確認していただいた後、正確性を期するため、委員長と委員長が指名する委員1名に署名いただくこととしています。指針の第5条第3項において、委員長が指名する委員については、会議の冒頭に委員長が指名するとされておりますが、本日につきましては本年度初めての会議であることから、この説明の内容について、委員の皆様のご了解を頂いた後、委員長より指名して頂きたいと考えております。

なお、公表の時期につきましては、まず、次第で挙げられた事項について「会議結果の概要」を終了後2日以内に公表いたします。次に、「会議録」を会議終了後45日以内に公表することとなっております。会議録の確認の際にはタイトなスケジュールの中でのお願いをすることになることが想定されますので、誠に恐縮でございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

説明が終わりました。質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、会議の進行は藏田委員長にお願いしたいと思います。藏田委員長、議事進行をお願いいたします。

(藏田委員長)

はい。よろしくお願いいたします。それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、指名した委員1人が署名するというございますので、今回は名簿順で山本委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(山本副委員長)

はい。

(藏田委員長)

それでは、山本委員に議事録署名人をお願いするということでよろしくお願いいたします。それでは議題に入っていきたいと思います。はじめに、議題1「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会について」、事務局から説明をお願いいたします。

議題1「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会について」

(事務局) (金川担当主査)

それでは議題1についてご説明申し上げます。資料2「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会の立ち上げについて」をご覧ください。

まず、項番1ですが、指定管理者制度につきましては、資料に記載のとおり、平成15年の地方自治法の一部改正により創設され、本市においても、本年4月1日現在で、90の公の施設が指定管理者により管理運営が行われているところをございます。

続きまして、項番2の指定管理者の選定にあたってですが、昨年度までは、公募施設の案件については「指定管理者選定等委員会議」、非公募施設の案件については「指定管理者評価会議」といった、それぞれ市の職員及び外部の臨時委員で構成される会議体を設置し、公募案件については指定管理者の候補者を選定するための書類及び面接審査の採点を実施し、非公募案件については指定管理者の候補者が決まっているため、これまでの実績等をヒアリングし、次期指定管理期間での対応事項等の抽出を実施してまいりました。

続きまして、項番3ですが、ただいまご説明いたしました2つの指定管理に係る会議体は、全庁的な附属機関のあり方の見直しを行う中で、新ためて附属機関である本委員会として設置することとし、6月に開催された市議会第2回定例会にて可決されたところごす。また、委員構成については、資料に記載のとおりであり、先ほど皆様に委嘱させていただいたところごす。

裏面の項番4をご覧ください。最後に本年度のスケジュールですが、公募、非公募合わ

せて7施設の選定及び評価を実施する予定となっております。公募施設に関しましては、本日の議題でもありますが、募集要項に関する審議で1回、候補者の選定で1回、合計2回の会議を行うこととしております。また、非公募施設に関しましては、現行の指定管理者の管理運営実績を評価する会議を1回を行うこととしております。その考えに従ったスケジュール概要を表でお示ししています。

なお、公募施設に関しては、応募者数が4者を超えた場合、書類審査にて3者に絞り込みを行った後に、面接審査を行うこととしておりますので、会議回数が1回増えることとなりますので予めご承知おきをお願いしたいと思います。

今申し上げたことも含めまして、参考資料1「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」には、本制度の全体的な流れや評価項目、評価の視点等を記載しております。また、参考資料2「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」にはモニタリング手法や様式等を記載しておりますので、後日改めてお目通しいただければと思います。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今ご説明いただきました委員会の設置についての内容について何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご意見等ございませんので、ご説明いただいた内容で進めていただくということで、次の議題に進んでまいりたいと思います。それでは、議題2「茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者応募に係る募集要項について」事務局より説明をお願いいたします。

議題2「茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者応募に係る募集要項について」

(事務局) (金川担当主査)

議題に入ります前に、本議題につきましては、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市児童クラブの募集要項」に関する議論をいただくところであり、募集開始前ということで、市の内部情報にあたるため、「審議会等の会議及び会議録の公開に関する基本的な方針」第2及び「茅ヶ崎市情報公開条例」第5条第3号に該当することから、非公開とさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(藏田委員長)

異議なしとのことでしたので、本議題については非公開といたします。傍聴はいません

のでこのまま続けさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) (保育課 渋谷担当主査)

それでは、保育課よりご説明いたします。資料のご説明に入る前に児童クラブの位置づけについて、簡単にご説明いたします。

児童クラブとは、児童福祉法第6条3の第2項に基づく、放課後児童健全育成事業を実施する施設で、放課後児童健全育成事業とは、具体的には、保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業でございます。いわゆる学童などと呼ばれるものですが、本市では、茅ヶ崎市児童クラブという名称で呼んでおります。

本市の児童クラブの設置状況ですが、現在、運営形態が公設民営の児童クラブが23施設ございまして、公の施設として指定管理者制度の対象となっております。そのほか、業務委託の施設が2施設、民設民営の施設が3施設となっております。

それでは、具体的に資料の説明に入ります。資料2の「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定における公募・非公募ブロックの考え方について」をご覧ください。

これまでの本市における児童クラブの管理運営の経緯としては、平成16年度より児童クラブ毎に順次、指定管理者制度を導入し、市内全域でどこの児童クラブを利用しても、同一料金で同一の質を保ったサービス提供ができるよう努めてまいりました。

平成25年度からは、市内全ての公設クラブを一括して運営する指定管理者を募集し、「特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会」を選定し、指定期間を今年度末の平成29年3月31日までの4年間とし、運営を行ってきております。

今年度、一括指定管理の最終年度となり、「均一の質の保育サービスの提供」という目標は一定程度達成されていると考えられる状況の中、平成29年度からの次期指定管理においては、この質を最低限確保しながら、競争意識の高まりによるより良いサービスの提供がされることを目途に、市内を「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」に定めております、保護者やこどもの動線や地理的な要素等に基づいて設定している「教育・保育提供区域」に基づき、5つのブロックに分割し、ブロック毎に指定管理者を募集することで、複数の事業者が参入できる環境整備を目指すこととしました。

これまでの一者による一括運営ですと、事業規模が年額2億円を超え、指定管理料も約2億円規模となり、運営にかかる事務負担も膨大であり、また120人規模の指導員を継続的に確保する必要があることから、参入できる事業者が限定されてしまうという課題がありましたが、このように分割することによりまして、複数事業者が参入できることで、競争原理が働き、より一層、民間の創意工夫やノウハウの活用が期待できると考えております。

しかし、分割して募集することでメリットがある反面、全てのブロックにおいて事業者

が変更になった場合や、ブロック全て異なる事業者が運営することになった場合には、保育の質が不安定になるといったデメリットも想定されます。

このような懸念を少しでも小さくするための段階的措置として、5ブロックのうち、2つのブロックを非公募に、残りの3つのブロックを公募にする形で、指定管理者を募集することとしました。非公募とするブロックの選定にあたっては、今年度に検証が必要なモデル事業を実施していきましたり、児童数の大幅な増加が見込まれるといった、各ブロックの事業実施状況等に鑑みて判断をいたしました。

なお、こちらの資料にあります「モデル事業」とは、市の今後の児童クラブの運用を検討するため、市が独自に実施しているもので、複数学区の高学年児童を対象としている広域児童クラブ、夏休み、冬休み、春休みなど長期休暇のみ保育を必要とする児童を対象とした長期休暇対策事業、月2回程度の土曜に、市内の小学生の交流を目的とした交流事業の3つの事業のことを指しております。これら3つのモデル事業は、平成26年度からの3年間をモデル期間としており、今年度がモデルとして最終年度となっている事業です。

次に、募集要項の説明に移ります。資料3の「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者募集要項案」をご用意いただき、2ページをご覧ください。

項番1「趣旨」にありますように、先ほど資料2で説明いたしました背景のもと、一括で運営してきた公設児童クラブを5つのブロックに分割したうち、公募ブロックといたしました第1、第2、第5ブロックにかかる公設児童クラブの管理運営に係る指定管理者を選定するための要項（案）について、本日皆様にご審議をいただきたいと考えております。この要項（案）については、企画経営課で作成しております、参考資料にあります「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に基づき作成しております。

なお、この第1、第2、第5ブロックについては、1事業者が複数のブロックに応募することも可能としております。

次に、項番3「施設の概要」として児童クラブの所在地や施設内容等を記載しております。ここに記載のない間取り図については、応募者説明会で提示するとしており、本日の資料の「児童クラブ平面図」を具体的にお示しする予定です。この要項に記載していない理由といたしましては、この要項は、募集開始と共にホームページ等で広く公開される予定となっておりますが、本市の児童クラブの施設は、全ての物件の所有者が市とは限らず、個人の所有物件を借り上げているものもあることや、児童の施設であるため防犯上の観点から、要項ではお示しせず、説明会に参加する事業者にのみお示ししたい考えでございます。

3ページ、項番4「開所時間及び休所日」では「児童クラブ条例」に基づく部分を記載しております。項番5「指定管理者が行う業務」の範囲として（1）児童クラブの入所の承認及び入所の承認の取り消しに関する業務から（5）その他の業務までの5項目を挙

げ、詳細につきましては別紙1「指定管理者管理運営の基準」でお示ししております。

続きまして4ページになります。項番6「指定予定期間」は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

項番7「経費に関する事項」としまして(1)育成料についてですが、指定管理者は、次の(2)及び(3)に記載のございます指定管理料のほか、保護者からの育成料収入をもって運営をしていただくこととしており、現在育成料は市内公設児童クラブでは1年生が月に12,000円、2年生11,000円、3年生10,000円、と学年毎に1,000円ずつ下がる料金設定としております。条例14条及び規則第10条並びに11条の規定では、児童の世帯が生活保護受給世帯または市民税非課税世帯の場合は全額免除、市民税均等割のみ課税世帯の場合は育成料の2分の1免除となっております。

(3)指定管理料の額につきましては、表のとおりブロック別、年度別にお示ししております。指定管理料の算定根拠としては、国の交付金であります、「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」の別紙に定める補助項目を算定根拠としております。額の内訳としては、児童クラブの定員をベースに、児童クラブの運営に必要とされる指導員の賃金、光熱水費、材料費、消耗品費、通信料などの経費として充てられる補助基本額と、開設日数や長時間の開設を実施したり、障害児の受け入れとともに職員を加配した場合や、家庭、学校との連絡・情報交換に従事する職員を配置した場合についての加算金となっております。

その補助項目の他に、国・県の補助対象にはならないのですが、保護者の課税状況により育成料が減免された場合に、市が指定管理者に補填することとなっておりますので、補填する額を、過去4年間の額の推移などにに基づき算出しております。

なお、実績に基づいて算定するものについては、実績が確定した後に精算するものとしております。それについては、別紙1の「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準」に説明がございます。

年間の指定管理料が年々増加しておりますのは、国の補助単価が年々ほぼ一定の幅で増額されている傾向にあり、その分を見込んでいるためでございます。

続きまして5ページの(6)施設等の修繕費の負担区分については、軽微な修繕は指定管理者の裁量で行い、1件10万円以上の修繕は市と協議が必要としております。

項番9「指定管理者の募集」について(1)応募資格としてアからクまでの8項目を記載し、(2)募集要項の配布については、期間を7月11日(月)から29日(金)までとし、保育課窓口及びホームページ上で配布させていただきます。

続きまして(3)応募者説明会は7月22日(金)午後2時から市役所本庁舎4階会議室2で行います。(4)質問の受付につきましては7月25日(月)から27日(水)午後5時までで必着でございます。受け付けた質問についての市からの回答につきましては

8月2日（火）までを予定しております。

続きまして、（5）応募書類の提出については、7ページに移りますが、8月3日（水）から5日（金）までとしております。郵送は不可として、事前連絡の上持参をお願いしております。

また、オの提出書類につきましては、要項の後ろのページに付属しております、別紙4に様式集がついております。別紙4の各書式につきましては、項番1の申請書のほか、項番2の事業計画書において、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に定められている各施設共通の、施設運営に必要な能力を評価する事項から、後半が提案を求める事項に関しての様式がございます。この様式集の表紙の後ろにそれぞれ様式がついてございますが、基本は様式は任意としております。第2号様式のその3をご覧ください。こちらには参考として、収入支出の考え方を見るような書式を示しておりますが、実際には先ほどご説明した育成料収入の考え方も示していただきたいため、応募者説明会では、育成料収入について記載していただきたい旨、お話ししたいと考えております。

それでは、募集要項の7ページに戻ります。（6）提案を求める事項として、「ア 職員配置」について、「イ 地域の特性を考慮した保育について」から「エ 地域との連携について」の応募ブロックの地域性に関連することについて、そして「オ 学齢に応じた保育サービスの提供について」の大きく5つを提案事項として提示しています。職員配置につきましては、例えば児童の保育が十分行える人員配置になっているか、地域の特性に考慮した保育については、児童クラブは、地域との連携・協力関係が不可欠であり、指定管理料及び育成料収入の範囲内でそれぞれブロックの地域における保育の展開に関しまして、地域に根ざした保育の案が具体的に提示されているかどうかをポイントに評価していただきたいと思っております。ウの「小学校ふれあいプラザとの連携」につきましては、小学校ふれあいプラザとは小学校・保護者・地域の方々と組織された運営委員会により運営している、放課後に小学校の体育館などを利用して、パートナーと呼ばれる運営委員会の方々が見守る中で、児童が、交流を深めながら遊ぶことができる事業です。こちらは児童クラブとは違い、小学校の児童全員を対象としており、この小学校ふれあいプラザとの連携により、児童クラブの児童が、普段一緒に過ごすことのできないたくさんの方の児童と交流することが可能となります。

以上これらの提案項目につきまして、民間のノウハウを活かした提案を頂戴できればと考えてまして記載をさせていただいております。

続きまして、「10 指定管理者の選定及び指定」については、応募書類に基づく書類審査、面接審査を行い、書類審査60点満点、面接審査40点満点で合計100点満点の総合評価点とします。総合評価点の合計が60点以上で、かつ最も得点の高いものを第1候補者、2番目を次点者として選定いたします。

これにより選定された団体については本年9月の市議会定例会におきまして、議決後に指定管理者として指定する予定でございます。

最後に、別紙6をご覧ください。こちらが今回皆様に評価をお願いする評価表となっております。先ほどご説明させていただきましたが、児童クラブが児童の健全育成を目的とする施設でございますので、児童が安全にかつ、安定的な保育を受けることができ、その保育が十分行える人員配置になっているか、また、ブロックの地域における保育の展開に関しまして、地域に根ざした保育の案が具体的に提示されているかをポイントに、項目数のウェイトを置いて重要視したく評価項目を設定しております。

以上雑駁ではございますが、要項（案）について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

（藏田委員長）

ご説明ありがとうございました。募集要項、様式、評価基準等幅広い内容でしたが、ご質問、ご意見ありましたら、よろしくお願いたします。

ご専門の小泉委員いかがですか。

（小泉委員）

評価表を拝見していて、説明を加えていただきたいのですが、100点満点の配分というのは、設問1に対して何点など分かるように説明していただきたいです。全部で項目は11ですか。それぞれが5点満点で、表の見方がよくわからないのですが。

（事務局）（保育課 渋谷担当主査）

今評価表に仮に数字が置かれていますが、全て普通と判断された場合の数字がおかれています。この1から11は、大きく項目を分類しているもので、例えば、「1 施設の管理運営に係る基本的な考え方について」ですが、こちらは大きく3つの項目を総合し、面接審査の評価を5点満点でつけていただきたいのですが、表面の評価点の下に小さく※で「面接審査の評価点は、上記の評価点×2となります」とありますので、仮に「普通」の評価の場合には、倍の6点がつくという状況でございます。そういったような配点の仕方、それぞれの項目に点数が入っている状況です。書面審査についても、例えば、1に関しては、（1）（2）（3）と評価の視点が3つありますが、それをまとめて5点満点でみていただきたいということで、総合的に3点がついています。

(小泉委員)

わかりました。もう1点それに関連するのですが、得点差が僅差の時、例えば、64点と63点となった場合、64点を選ぶこととなりますが、その中に「普通」の3より劣っている項目があった場合にどうするのかといったところの定義もあった方がいいのかなと思います。全部3以上であれば総合得点がトップであるところにするということなど、詳細に詰めておいた方がいいと思います。すごく差がある場合は問題ないと思うのですが、委員の方々が迷われて結果として「普通」より劣っているという項目がある場合は選定しないという判断をすることもおもしろいかもしれませんので、その辺の定義を決めたらどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(藏田委員長)

事務局の方から何か検討されていらっしゃるがあればお願いします。

(事務局) (金川担当主査)

今いただいたご意見というのは、僅差となった時に1つでも評価が問題のあるところでは落としていくというところで、特に児童クラブのような施設については、単に施設を管理運営するだけではないので、質を担保するために必要であり、いろいろなリスクを回避するためにも必要だということのご意見かなと思うところなのですが、本日お配りしている「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に基づいて基本的には行っている中では、表現としてはきつい表現となってしまいますが、点数だけでということで評価をして選定するということになっています。今いただいたご提案を実際に実施することになりますと、基本的な考え方にも手を入れていかないといけないと考えております。これもしかるべきところで委員会でご議論いただいて、改訂して、版を改めてというところにしていかないと、今ご提案いただいた内容を実施していくのはなかなか難しいと事務局としては考えております。ですので、また次回以降改訂のタイミングでこのようなご提案があったことも加味して、検討させていただきたいと考えております。

(小泉委員)

すみません、わかりました。

(山本副委員長)

今仰られたことと関連するのですが、同点だった場合の対応はこちらには何も記載されていないと思いますが、それは事前に決めておくべきかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) (足立主任)

同点の場合の対応につきましては、第2回、もしくは第3回の面接審査の時に、同点の場合の対応ということで事務局からお諮りさせていただきます。具体的には、今ご説明させていただいた評価表のある部分の得点が高い方を候補者とするという提案をさせていただき、皆さんにお諮りさせていただきます。

先ほど小泉委員からいただきましたご意見につきましては、事務局の金川が申し上げた通り、いろいろな議論があったのですが、基本的には得点の一番高い者を候補者とするという整理をさせていただいております。しかしながら、今いただいたご意見のような極端に低い点数があったところについては、協定を締結する前に、ここが少し弱いという評価をされているので、積極的に対応するようという事前の協議ができると思いますので、そういったところで対応できればと考えております。

(藏田委員長)

池内委員いかがでしょうか。

(池内委員)

点数だけではどうなのかと勝手に思ってしまう。項目と点数の重みが本当にバランスとれているかということも含めて判断していかないといけないかなという気がします。主に書類審査になるとすると点数になってしまうのかなという気がしますけどね。

(藏田委員長)

基本的考え方に沿ってということであれば、今池内委員が仰ったように、小泉委員のご意見も含めて対応方法を考え出すとすれば、特に重要なものについて配点を大きくして、しっかり評価していくとすると、他のところで「普通」より劣っていてもリカバリーすることができるし、逆にその重要な部分について、平均点以下をとってしまうと大きく点数の差がついて、なかなか選ばれにくくするという工夫などはできる部分はあるかもしれません。

ほかの選定でいうと、例えば付加事項だったり、あるいは今回の公募にあたって、どうしても市として譲れないものがあるというものについては、そういうことを提案したり、それに該当したものについては者として選ばないというような項目をあらかじめ定めておくものもあります。

今後基本的考え方の中にそういうものをいれる余地もあるでしょうし、また今の基本的考え方の枠組みの中でも小泉委員がご指摘されたようなことも含めて、子どもたちに対する非常に大きな影響もありますので、しっかりと対応できる方法も考えていくこともできるのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

私から1つよろしいでしょうか。非公募にする第3ブロックと第4ブロックについてですが、非公募にする理由をご説明いただいたので、そういう考え方があるかなと思います。そこで選ばれている現NPOさんが、他の第1、第2、第5ブロックに応募される可能性があるかと思います。その時に、第3と第4を非公募にする理由をご説明いただきわかったので、そうすることによって、例えば他のブロックとの連携だったり、地域との連携など様々な提案において、第3と第4を押さえているからこそできる提案が出てくると思います。

例えば、近接するようなブロックであれば、そのスケールメリットを生かして、行政と連携します、地域と連携します、小学校と連携しますといったような提案をいただくことについては、あり得ると思いますが、そこら辺をどうとらえるかというところは公平性の問題からすると、課題として、論点としてあるかなと思います。特に提案事項の中で差が出てくるところについて、評価の中で、非公募にする事業者を過度に有利にならないような視点なり、評価の基準を設定しておいた方がいいかなと思います。普通に平場で競争すると、他に競争するところが第1、第2、第5すべてをやるくらいの力があるようなところであれば、あまりその差は大きくないかもしれませんが、地域の比較的小規模な団体やグループが、第1ブロックだけうまくそれを生かして提案をしたいというところと比較した場合は、取り返しがつかなくなるくらい大きな差が、第3と第4を非公募にすることによって生じる可能性があると思います。

例えばこれは私の案ですが、第1、第2、第5の評価をするときに第3と第4を含めた提案の部分は評価しないなど、他のところはそれを提案するチャンスすらないので、その部分は10提案していただいたうちの連携して提案できる部分については評価の対象にしないということにすれば、一定の公平性は保たれると思います。

逆のことも言えるのですが、非公募で選ばれている団体が過度に不利に扱われることも避けなければならないので、その点は仕切り、バランスは考えておいた方がいいと思います。

特に今回でている提案のいくつかの項目について、そういう意味でいうと他の事業との連携であるとか地域との連携であるとか、第3と第4を押さえているがゆえに有利に働きそうな要素が結構あるような気がするので、そこら辺をどうされるか公募をされる前の段階で、要項に書き込むかどうかは別として、書類に書いてあること、面接で話されることについてはどこまで評価するのかをきちんと設定しておいた方がいいと思います。少しご検討いただければと思います。

(山本副委員長)

基本的には、ブロック毎にわざわざ分けて、指定管理をブロック毎にお願いしますという公募の仕方をするわけですから、書類などが出てくるときに収支の計算やいろいろな計画をブロックだけの中での考え方をまとめていただくという基本前提をきちんと説明会の

中でお話しただいて、そのブロックで何ができるか、そのブロックで学童としてどういう活動ができるかという形で、それに徹底して提案を出してほしいというスタンスをきちんと伝えたらどうかと思います。いかがでしょうか。

(藏田委員長)

そのあたりを何かご検討されていますでしょうか。

(事務局) (三浦保育課長)

今ご意見いただきましたとおり、ブロック毎に提案できることとしておりまして、地域との連携ですとか個々の連携項目については、全てブロックの中での地域との連携、小学校との連携と捉えております。いろいろ誤解があるといけませんので、今アドバイスいただきましたように説明会の時にその辺はわかるように丁寧な説明を心掛けていきたいと思っております。

(藏田委員長)

具体的な質問で、例えば第3と第4を受託している事業者が、単独のブロックで提案をするけれど、民間であれば通常考えるように、1人雇って、その人を有効に活用することを考えると、提案としては第1ブロックの提案をして、人件費を計上するが、第1ブロックだけで提案するよりも、労働のコストは安くおさまるわけですね。

もっと重要なポイントは、第1ブロックの提案をするときに、第1ブロックの提案だけ評価するというこの意味は、第1ブロックの中でできること、もしくは第1ブロックの施設の範囲の中でできることのみしか評価しませんということにしっかりする必要があります。例えば、第1ブロックの事業を、第3、第4ブロックのリソースや資源やコンテンツをつなげて魅力的なサービスを提案しますということが可能ですよね。その時に、選定等委員会からすれば、そういう風によりよく提案してくれて、コストパフォーマンスがいいのであれば、そちらの方がいいじゃないですかという評価に質からすれば流れると思います。実際にはそれは前提条件が違うので、評価としては公平ではないということとなります。山本委員が仰ったようなコストの部分もそうですし、サービスの出口とかやろうとしていることについても、第3、第4の非公募の施設、リソース、条件を活用するような提案をできないようにしないと公平じゃないと思います。そこまでいくと同じものが評価できると思います。

プレゼンテーションの中でも多分そのようなことを仰ると思います。私が第3や第4の事業者であればという視点で考えると、「これまでの実績を踏まえて、全部押さえて均等なサービスを提供します、市が今回一番不安に思っている、他のところとばらつかないようにということが我々だったらできます」と提案をする可能性があると思います。でもこの提案は、他の事業者は決して言うことができません。そこは、公平に競争できるように

条件をセットしておく必要があると思います。提案するのは構わないが、選定等委員会としてはそこに関わるものしか評価しないなどということをおあらかじめ言っておかないと、事業者側は様式自由なのでものすごく書いてくるとと思います。他の審査の時にもいいことを書いているにもかかわらず評価の対象にしていないうことについて力を入れて書かれて、不利になり、結果評価されなかったということもありますので、ちゃんと条件を統一して、評価の考え方とか提案いただく側にもきちんと伝えて、しっかりとご提案いただく形にした方がいいと思います。

他、いかがでしょうか。

(池内委員)

ブロック毎に募集するわけですが、3つ応募することも可能なのでしょうか。

(藏田委員長)

もちろん大丈夫です。ただ、それぞれの提案にしてくださいということです。

(山本副委員長)

3つ全てを受けられるとは限らない訳ですから、それぞれのブロック毎に提案ということになります。

(池内委員)

今までは第1から第5を一括して1者がやっていたわけですね。それが一番コストパフォーマンスはいいですね。

(藏田委員長)

これまでは規模を拡大してそういう風に政策的に誘導してきたわけです。その役割も一定程度終えた部分もあるので、その1者以外にも担い手になり得る新たな担い手もいるだろうということで、そういうところにも指定管理を受けることができるチャンスを今回与えようということです。ただ、全てをオープンにしてしまうと、みんなバラバラになってしまうと少しリスクが高いので、第3と第4は既存の者、残りの3つを公募にするということが今回のポイントです。

(池内委員)

私は最初から全部まとめて募集した方がいいのかなと思っていたのですが、前の方に分けるという話が出ていたので、コストパフォーマンスから考えるとどうなのかなと思いな

がら読んでいたのですが。地域性というものも確かにありますよね。

(藏田委員長)

全く先ほどと逆のことを申し上げると、今池内委員の仰ったことも1つの考え方で、ブロック毎に評価していくということは公平性の部分では正しいですが、第1と第2がセットでとれて、プラスαでこうなるのであれば、そのメリットもあるわけですよ。そういう意味では、その部分を捨ててしまってもいいのかというところもあります。要は広域連携というものを、ブロックをまたいでの連携を評価しないというところで切り捨ててしまうことになるので、果たしてそれが望ましいのかどうかという政策的な判断はあると思います。もちろん結果として一緒になるということはあるかもしれませんが、そういうことも含めて、第1、第2、第5をまとめて新たな担い手が連携させて提案していく、組織体制も含めてしっかり画していくということがなかなか提案としては難しくなってくるので、小粒な事業者がたくさんでくることを優先すると、政策的に今回の先ほどの考え方となると思います。どちらの考え方もあり得ると思うので、そこをどうするかということがあります。

ちなみに今現状として、NPO以外に担い手になり得るような者がいるのかどうかという相場観はどうですか。茅ヶ崎、もしくは近隣や東京からもあると思いますが。公募を出したときに手を挙げ得る主体がどのくらいの数あるのかなどいかがですか。

(事務局) (杉田こども育成部長)

もともと、児童クラブは、指定管理者制度でお願いしていること自体があまり多くなく、公設であれば、以前からの委託で受けていただいているところが多いようです。今のNPO以外にあるのかというと、株式会社等はビジネスチャンスということで着目していますので、いわゆる全国区のところは手を挙げてくるのかなと考えております。

(事務局) (保育課 渋谷担当主査)

補足いたしますと、冒頭で民設民営の児童クラブが3つほどあると説明させていただきましたが、昨年度、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」という市が進めているものに基づく取り組みをしていただける民設民営の児童クラブを募集した際の説明会では、8社程度事業者が来られたということはあるので、関心はもっていただけるかなという感触はございます。

(藏田委員長)

他にございますでしょうか。

ちなみに今民設民営でやってらっしゃる株式会社、一般社団法人、社会福祉法人とある

と思いますが、ここなどは可能性としてはあり得るのでしょうか。何を心配しているかという、指定管理で公募したけれども、結局既存の1者しか手を挙げませんでしたというのは、もちろんそれは、結果は結果でいいのですが、そういう公募条件でやってしまっただけよかったのかという判断としてもあるので、お聞きしています。この株式会社、一般社団法人、社会福祉法人は、そういった意味では積極的に事業拡大していかれるご意向はお持ちなんでしょうか。

(事務局) (三浦保育課長)

3つのうちの社会福祉法人にあたっては、認定こども園を併設している事業者なので、そこは今回手を挙げることはないかと思いますが、他の2者については検討はされていると思います。

(藏田委員長)

というと、公募期間や提出の段取りを含めると、比較的そんなに多くの者が手を挙げられるような条件ではないような気がするので、少しでも2者以上の提案を受けられるような形での進め方が必要かと思います。

他にございますでしょうか。

(池内委員)

今回公募しないブロックの事業者が手を挙げることもできるということでしょうか。

(藏田委員長)

それは排除されていないです。

(池内委員)

結果的には全部同じ事業者ということもあり得るということですか。

(藏田委員長)

その可能性はないことはないです。ですから今やっつけらっしゃる事業者の情報開示みたいなことは、新たに提案する側にとっては、提案するときのポイントを外さないためにも必要だと思います。当然その非公募の担い手の団体も公募を取りに行く者でもあるので、その団体に積極的に情報公開しなさいというのも難しいので、いずれにしても新たな担い手のよりよい提案を引き出すためには、第1、第2、第5ブロックの現状、これまでの課題や成果を含めて公開していただく必要があります。その点は市として情報提供な

り、情報公開できるものについては最大限提示していく必要があるという気がします。
他にございますでしょうか。小泉委員よろしいですか。

(小泉委員)

最近の動向として、この領域における民間の参入がものすごく活発になっていると実感をしているので、そういう流れの中で、いろいろな有名企業の方々たちが地域性になじんでいくのかということが不安でもあります。一方で新しい風というか、面白い指定管理になるかなとも思っていますが、ただ茅ヶ崎の特色としては、従来やっつけてくださっているNPOの方々の評価をしている感じがすごく伝わってくるので、茅ヶ崎市というものを十分考えた提案が出てくるといいなと思います。感想です。

(藏田委員長)

よろしいでしょうか。

(事務局) (三浦保育課長)

ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。先ほどご意見としていただきましたブロック間の連携に関する提案ですが、評価しないということについては募集要項に書かずとも、応募説明会が必須なのでその中できちんと説明すればよろしいという解釈でよろしいでしょうか。

(藏田委員長)

それは結構だと思います。

(事務局) (三浦保育課長)

それともう1点、収支計算書の部分で、今回市の条例では、育成料について20,000円以内という利用料金の上限がありまして、それ以内であれば自由に提案できるということになっています。そのことについても、現状の育成料12,000円を上限とし整備をするということとしており、それをベースに考えていただきたいと思っていますのですが、その辺のことについても説明会の時に説明しようと考えています。

20,000円以内という上限なので、延長料金も込みで20,000円で一括でやりますという提案もありなのですが、基本的に今のベースがこういう状況であるということをお伝えした上で、提案するとき具体的な育成料としていくらを考えるのかということも書いていただいた方がいいと思っていますので、収支計算の中で具体的に御社の提案する金額について学年毎に考えを記載してくださいということを含めて説明会の時にお伝えしよ

うと考えていますが、それはよろしいでしょうか。

(藏田委員長)

仰るとおり、その方がよろしいかと思えます。公募はあくまでは市が公募するのであって、公の施設の運営の方針なり、枠組みなり、こうあるべきだというのが政策的な判断としておありなのであれば、それをちゃんと伝えないと、20,000円以内と言え、20,000円以内で計算するというのを民間であれば通常考えてしまうので、12,000円でも20,000円でもどちらでもいいのであれば言う必要はありませんが、どちらの方がより望ましいと考えているのか一定の方向感なり、ウェイト、重点があるのであれば、それはしっかりお伝えした方がいいと思えます。

逆に言うと民間はそういう手がかりなしに提案すると、市の側が求めている答えに十分に理解して答えられません。先ほどの評価の範囲、対象など、ここは提案してもらってもダメなんですよと言え、民間はそのことを考えずに、よりいい提案に集中できますし、金額的にも20,000円でも10,000円でも、5,000円でもいいなら別ですが、今までのものを守ってほしいというラインがあるのであれば、1つの目安として、考え方として、行政の1つの視点としてそういうものを持っているということをお伝えしないと、いい提案は出てこないと思えます。そういう意味では募集要項を修正するというよりは、説明会の中でご説明いただいて、市の方針をしっかりとご理解をいただいた上での提案を求めるようにした方がよろしいかと思えます。先ほど小泉委員の仰っていた付加事項等のことについても、もしこれについては非常に重視するということであれば、それをしっかりと説明会の中でご説明いただければ、恐らくそれについては十分な提案を民間側は用意されると思えますので、そういう対応の仕方でもよろしいのではないかなと思えます。

よろしいでしょうか。では、募集要項についての議論を閉じたいと思えます。意見等については、まとめていただき、進めていただくということで、結論としては、大きな修正はなく進めていただくということでよろしいですね。あとは説明会の中で今出た意見を踏まえて進めていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

次は、議題3「その他」です。事務局から何かございますでしょうか。

議題3「その他」

(事務局) (金川担当主査)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、平成28年7月11日より、公募を開始いたします。

次回の指定管理者選定等委員会につきましては、8月18日(木)に開催し、公募型プ

ロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。

なお、応募者が4者以上であった場合には、8月18日は書類審査のみを行う選定等委員会として開催し、その評価点の高かった上位3者について、8月23日（火）に、面接審査を実施します。

また、面接審査につきましては、応募者のプレゼンテーションが、情報公開条例第5条第2号に位置付けられた「法人その他の団体に関する情報にあたり、公開することにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当することから、事務局としましては非公開にて実施してはどうかと考えております。

また、非公募の2ブロックについては、18日または23日に現行の指定管理者の評価を行っていただきます。非公募案件における公開・非公開については、申請書類を確認の上、会議当日にお諮りいたします。

詳細につきましては、開催通知にてご案内させていただきます。

なお、事前に御案内させていただいておりますが、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声がけください。以上です。

（藏田委員長）

事務局から次回の面接審査の公開・非公開について説明がありました。内容として、提案者にかかる様々な影響があるものなので非公開での実施ではどうかという説明でしたが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

【異議なしの声】

（藏田委員長）

よろしいですか。いい提案をしていただくには、それぞれの事業者の特徴的なノウハウもご発表していただくことになると思うので、今後の審査は非公開で実施する方向でやっていたらと思います。

他に何かございますか。ないようでしたら、議題全てがおわりましたので以上を持ちまして、平成28年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。委員の皆様今後2年間よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子